32　法第三十七条の十四第二十七項の金融商品取引業者等の営業所の長が同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する基準額提供事項（以下この条において「基準額提供事項」という。）を同項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第五項及び第七項の規定の例による。

33　法第三十七条の十四第二十七項に規定する財務省令で定める方法は、認定電子計算機（同項の金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機であつて国税庁長官の定める基準に適合するものであることにつき国税庁長官の認定を受けたものをいう。）に備えられたファイル（以下第三十五項までにおいて「特定ファイル」という。）に基準額提供事項を記録し、かつ、同条第二十七項に規定する所轄税務署長に対して、当該特定ファイルに記録された当該基準額提供事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法とする。

34　前項の規定により特定ファイルに基準額提供事項を記録する場合におけるその記録に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

35　第三十三項に規定する方法により基準額提供事項の提供を行う者は、特定ファイルに記録した基準額提供事項を国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第三項の定めるところにより保存しなければならない。

第十八条の十五の三第三十七項中「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十項」に、「第二十五条の十三第三十八項」を「第二十五条の十三第三十九項」に、「同条第三十九項又は第四十一項」を「同条第四十項又は第四十二項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十六項中「第二十五条の十三第三十八項に」を「第二十五条の十三第三十九項に」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第三十八項」を「第二十五条の十三第三十九項」に改め、同項第二号及び第三号中「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同項の前に次の二項を加える。

36　第三十三項に規定する認定電子計算機に係る認定、当該認定に係る申請その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第四項から第十一項までの規定の例による。

37　法第三十七条の十四第二十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び生年月日

二　法第三十七条の十四第二十七項の金融商品取引業者等の営業所の長から提供を受けた基準額提供事項のうち当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に係る第十項第二号の整理番号

三　法第三十七条の十四第二十九項に規定する特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額

四　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の四第一項第一号中「並びに第十八条の十五の九第二項第八号イ」を削り、「施行令第二十五条の十三の二第一項に」を「同条第一項に」に改め、同条第三項第二号中「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」を「又は累積投資勘定」に改め、同項第三号中「又は令和六年分以後の累積投資勘定の設定」及び「又は設定」を削り、同条第五項第二号中「前条第十項第二号」を「前条第十項第一号」に改める。

第十八条の十五の五第一号中「並びに」を「及び」に改め、「及び第八号ニ」を削り、同条第二号中「第十八条の十五の三第十五項第二号」を「第十八条の十五の三第十項第二号」に改める。

第十八条の七第二項第一号中「第十八条の十五の九第二項第八号ハ」を「第十八条の十五の九第二項第八号」に改める。

第十八条の八第一項第二号中「第二十五条の十三第十七項第二号」の下に「（同条第二十四項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」を加え、「、特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」を削り、同条第二項中「若しくは第二十項」を「、第二十項若しくは第二十七項」に改め、同条第四項中「、特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」を削る。

第十八条の十五の九第二項中「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十四項」に改め、同項第二号中「第十八条の十五の三第十五項第二号」を「第十八条の十五の三第十項第二号」に改め、同項第四号中「八⑴若しくは⑵に」を「八に」に、「及び同項第二号ロ」を「及び」に改め、「、第四号ロ又は第六号ニ」を削り、「に掲げる上場株式等（以下この号において「満期移管上場株式等」という。）並びに同年以後」を「同年以後」に、「同条第二十四項、第二十八項」を「同条第二十二項、第二十九項」に改め、「。以下この号及び第七号において同じ」を削り、「この項及び第四項」を「この号及び第三項」に、「種類別及び銘柄別の数又は口数（分割等上場株式等にあつては、当該非課税口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該分割等上場株式等の取得に係る同条第十二項各号に規定する事由が生じた直後に有することとなつた当該分割等上場株式等の数又は口数）並びに」を「その年における」に改め、「、満期移管上場株式等（同項第四号ロに掲げる上場株式等に限る。）にあつては施行令第二十五条の十三第二十二項に規定する金額と」を削り、「又は満期移管上場株式等」の下に「（同号ロに掲げる上場株式等をいう。）」を加え、「係る法第三十七条の十四第五項第二号イ」を「係る同号イ」に改め、「。以下この号において同じ」及び「並びに当該非課税口座に係る当初取得等上場株式等及び満期移管上場株式等の取得対価の額の総額」を削り、同項第五号中「次に掲げる事項」を「その年中の払出しに係る当該払出しの次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　当該払出しが譲渡によるものである場合　譲渡対価の額

ロ　当該払出しが譲渡以外の事由によるものである場合　法第三十七条の十四第四項に規定する払出し時の金額

第十八条の十五の九第二項第五号ハ及びニを削り、同項第六号中「非課税口座内上場株式等の配当等（ニ及び「をいう。以下この号において同じ。）」を削り、「に関する次に掲げる事項」を「の額の合計額」に改め、同号イからハまでを削り、同項第七号を次のように改める。

七　その年の施行令第二十五条の十三第三十八項に規定する基準日における同項各号に定める金額

第十八条の十五の九第二項第八号中「次に掲げる書類の提出」を「非課税口座開設者死亡届出書の施行令第二十五条の十三の五に規定する提出」に、「その旨及び当該書類の区分に応じそれぞれ次に定める事項」を「当該非課税口座開設者死亡届出書に係る被相続人の死亡年月日」に改め、同号イからホまでを削り、同項第九号中「その旨及び」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「各年における」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。